

# 介護認定を受けてから、サービスを利用するまで

要支援・要介護1～5と認定されました。  
すぐに、介護保険サービスを利用しますか？

いいえ

何も手続きをする必要はありません。  
サービスを利用する場合所定の手続きを行ってください。

はい

## サービスの選択

### 在宅サービス

訪問介護・訪問入浴・訪問介護・訪問リハビリ通所リハビリ・通所介護（デイサービス）・短期入所（ショートステイ）等

### 施設サービス

特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養

型病床群への入所 要支援の方は、利用できません。

在宅サービス

施設サービス

## 居宅介護支援事業者への問い合わせ

サービスを利用するためには、介護サービス計画（ケアプラン）を作成する必要があります。介護サービス計画（ケアプラン）を作成してくれる事業者は、居宅介護支援事業者と呼ばれます。（計画作成料は、かかりません。）

希望する居宅介護支援事業者を選び、直接問い合わせます。

自己作成もすることができます。詳しくは、介護保険係にお問い合わせください。

## 施設への問い合わせ

希望する施設に直接問い合わせます。  
(施設の入所状況によりすぐに入所することができないこともあります。)

## 居宅介護支援事業者との契約

## 施設との契約

## 契約したことを女川町へ届け出る

契約後、「居宅サービス計画届出依頼書」を被保険証とともに女川町へ提出します。  
居宅介護支援事業者に届け出の代行を依頼することもできます。

## 介護サービス計画（ケアプラン）の作成

## 在宅サービス・施設サービスの提供を受けます。

## サービスを利用した分の1割を自己負担します。

（施設サービスを利用した場合は、介護サービス費の他に食費と日常生活用品費がかかります。）